

愛知県菱池遊水地における太陽光発電事業者公募に係る手続の開始について

次のとおり書類提出を招請します。

令和7年3月18日 愛知県知事

1. 事業概要

(1) 事業目的

愛知県菱池遊水地において、太陽光発電設備を導入し、カーボンニュートラルの推進を図ることを目的とします。

(2) 事業内容

愛知県菱池遊水地における太陽光発電設備の設置・運営

(3) 事業期間等

発電事業を行う期間は、20年以内とします。ただし、河川占用許可期間は3年間を上限とし、許可時の条件に違反がないことが確認できた場合、河川占用許可の更新を認めます。20年を超過する事業の継続については、河川管理者と協議するものとします。

河川占用許可後3年以内に工事着手してください。

発電設備の設置、撤去及び、原状回復に要する期間は河川占用許可期間に含まれます。

2. 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を満たす単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者とします。なお、共同事業者とする場合、代表者1者を選定してください。

1) 応募者は、次に掲げる条件を満たす必要があります。

ア 単独の法人若しくは共同事業者のすべての構成員に必要な条件

(a) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(b) 参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出日から事業用地における太陽光発電事業の実施について、愛知県が優先的に河川占用協議を行う民間企業等（以下「占用許可申請予定者」という。）の発表までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

- (c) 参加表明書の提出日から占用許可申請予定者の発表までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (d) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- (e) 日本国内に本社又は支社を有し、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (f) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。

イ 単独の法人若しくは共同事業者の代表者に必要な条件

- (a) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）（以下「名簿」という。）の大分類「01.物品の製造・販売」、中分類「35.電力」のうち小分類「01.電力」に登録されている者又は企画提案書の提出期限までに登録を得る見込みの者であること。

ウ 単独の法人若しくは共同事業者のいずれかの者に必要な条件

- (a) 本事業と類似（50kW 以上）の事業履行実績として、過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日まで）に次に掲げる事業を履行した実績を有すること。なお、共同事業者としての実績は、実施体制（構成員の役割分担等が分かる書類）により事業の履行を確認できるものに限りします。

・太陽光発電施設の設置事業（契約・受注段階も可）

2）共同事業者を構成する法人は、単独法人として重複して応募することができません。

3. 手続等

（1）担当部局

愛知県建設局河川課改修グループ

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（〒460-8501）

電話 052-954-6554

電子メール kasen@pref.aichi.lg.jp

（2）公募要綱の公表期間及び場所

本事業及び手続等の詳細は、愛知県菱池遊水地における太陽光発電事業者公募要綱（以下「公募要綱」という。）のとおり。

ア 公表期間

令和7年3月18日（火）午前9時から令和7年5月15日（木）午後5時まで

イ 公表場所

愛知県 WEB ページ

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年4月21日（月）午前9時から令和7年4月24日（木）午後5時まで

イ 提出場所

3.（1）に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出してください。

持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）の間とします。

郵送する場合は、必ず提出期限までに届くようにしてください。提出期限に遅れた場合は、受け付けることができません。

電子メールにより提出する場合の留意事項は4(3)のとおりです。

(4) 企画提案書の提出期間、場所及び方法

応募者から提出された参加表明書に基づき、愛知県において参加資格を満たしていることを確認できた者に企画提案書提出要請書を書面により通知します。

ア 提出期間

令和7年10月27日（月）午前9時から令和7年10月30日（木）午後5時まで

イ 提出場所

愛知県建設局河川課企画グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（〒460-8501）

電話 052-954-6553

電子メール kasen@pref.aichi.lg.jp

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により10部提出してください。

持参する場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）の間とします。

郵送する場合は、必ず提出期限までに届くようにしてください。提出期限に遅れた場合は、受け付けることができません。

(5) 企画提案書の審査

一次及び二次審査により、企画提案書を審査します。

- ア 一次審査は、企画提案書が6以上提出された場合に行い、企画提案書の書類審査により、応募者を5者に選定します。
- イ 二次審査は、有識者を構成員とする愛知県菱池遊水地における太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル評価委員会において、審査します。
- ウ 企画提案書を審査するための評価基準
企画提案書の評価基準は、公募要綱別紙1のとおり。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 損害の賠償
暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、損害賠償を請求することがあります。
- (3) 電子メールについて
電子メールを利用して書類を提出する場合には、添付ファイルの大きさが 15MB 以下でなければ受け付けることができないので注意してください。なお、受信確認を行うため、送信後に、提出した旨を提出期限日の午後4時までに電話連絡してください。また、愛知県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に愛知県に提出されなかったものとみなします。
- (4) 問合せ先
3. (1) に同じ。